

「大岡川安全航行ガイド」作成の背景

事故を起こさないためにみんなで守るルール

横浜市街地内を流れる大岡川は、「大岡川河川再生計画」(神奈川県策定)に基づき、大岡川夢ロードや大岡川桜棧橋などの親水施設が整備され、お祭りやイベント等で利用されてきました。近年では、シーカヤックやSUP(スタンド・アップ・パドルボード)等の非動力船による航行もみられ、年々その利用者は増加し動力船と非動力船の共存がこれまで以上に求められるようになってきました。「大岡川安全航行ガイド」は、こうした河川利用の活性化や利用者数の増加を背景に、未然に事故やトラブルを回避し、河川を利用する上での安全性を担保するために関係行政機関、事業者、関係団体、利用者の意見を反映して作成した大岡川の航行ガイドであり、大岡川親水施設利用者の自主的な取り決めとして、平成27年7月に作成されました。

このルールを守るといふ決意をもって協議に参加した者すべてが守るルールです。



**非動力船が見えたら動力船は最徐行
水上バイクは引き波に十分注意!**

一般社団法人大岡川の駅運営委員会・神奈川県横浜川崎治水事務所

対象水域

本安全航行ガイドの対象水域は、下図に示す「北仲橋～Y校前」迄とします。この対象範囲を航行する船舶は、海上交通関係諸法令を遵守し、互譲の精神で通航することとします。

尚、対象水域内において動力船が航行する場合は徐行し、非動力船の周辺においては最徐行するものとします。(特に水上バイクでの走行時は非動力船との遭遇を考慮し、引き波十分注意する。)

【大岡川の水域特性】水深が浅い・見通しが悪い・満潮時は橋の桁下が低い・川幅が狭く両側が垂直護岸であり複雑な波が生じやすい、多様な非動力船の活動水域です。



基本的ルール

01. 右側通航

・適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する場合、できる限り右側に寄って通航するものとする。

02. 非動力船の通航方法

・非動力船の通航時は、動力船が水深の関係上中央付近の航行を余儀なくされる事に留意し、動力船に対して速やかに進路を譲ること。

03. 動力船の通航方法

- ・追越しを行う場合は、危険がないと判断される場所において、追い越される船舶等の航行に支障を与えないよう十分に前後の距離と間隔をとって追い越すものとする。
- ・河道を横切の場合は、河道に沿って通航している動力船の進路を避けるものとする。
- ・行き合う場合において、衝突するおそれがあるときは、互いに進路を右に転じるものとする。
- ・河川を上流に向けて通航するものが、航路を譲るものとする。
- ・初心者、不慣れな利用者があることを留意し、対象水域を航行する際は最徐行を行う。
- ・航行時に非動力船や接岸中の船を発見した場合は、自船の起こす引き波の危険性に留意し、最徐行にて対象との距離と間隔を十分に保ち航行すること。

04. 水上バイクの通航にあたっての留意点

- ・水上バイクにあつては、最徐行の速度とは、アイドリングの速度をいう。
- ・水上バイクは、引き波を起こしやすい船体構造であることを念頭に、自船の引き波の危険性には更なる配慮を行うこと。
- ・水上バイクで航行する者は、海上安全指導員の資格取得やTPSPの講習受講など、安全航行に資する知識、経験を有することが望ましく、航行する場合はそれを示すビブス等を身につけること。

参考:

- ①水上バイクにおいては徐行は時速8km/h未満程度、最徐行は5km/h未満程度(アイドリング状態)の状態を意味します。
- ②TPSP: 東京港・湾・河川水上オートバイ安全航行推進プロジェクトの略称。

05. その他事項

- ・対象水域を利用する各団体の代表は、先導者およびガイド役に救命の技術の習得並びに救命施設の場所、危険回避のためのスキルアップを指導すること。
- ・対象水域を利用する団体は、相互理解の精神をもち、安全に楽しく使える河川にするために努力すること。
- ・棧橋を利用する者は、安全確保のために救命胴衣を装着すること。
- ・ゴミは川に捨てない、出たゴミは持ち帰ること。
- ・原動機を用いて推進する舟艇等を急転回、疾走させるなどして、非動力船等に危険を覚えさせるような行為は、神奈川県迷惑行為防止条例(水浴場等における危険行為等の禁止)で禁止されています。

ルールを守る続ける姿勢

この地域での事故が起こらないようにするために、参加者は常に主体的に話し合いに責任をもって参加し、ルールに変更が必要なのであれば適宜変更を行う。その際、このルールを守る水域利用者は真摯な態度でこの水域の将来の責任を持つことが大事です。

大岡川安全航行ガイドに関するお問い合わせ URL: <http://www.oookagawa.org/>
一般社団法人大岡川の駅運営委員会 090-3477-4789

所属団体
 桜棧橋Eボート倶楽部・一般社団法人水辺荘・横濱SUP倶楽部・NPO横浜シーフレンズ ほか。

協力団体
 横浜商業高等学校ボート部・横浜市カヌー協会・TPSP(東京港・湾・河川水上オートバイ安全航行推進プロジェクト)・公益財団法人マリンスポーツ財団

大岡川安全航行ガイドの作成にあたっての協力機関

- ・神奈川県横浜川崎治水事務所 許認可指導課 河川第二課 横浜市西区岡野二丁目12-20
 TEL: 045-411-2500 URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/div/1945/>
- ・横浜市都市整備局都心再生課 横浜市中区港町一丁目1
 TEL: 045-671-3782 URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/tosai/suijoukotu/index.html>
- ・横浜市消防局 中消防署 横浜市中区山吹町二丁目2
 TEL: 045-251-0119 URL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/18syosyo/naka/naka-top.htm>

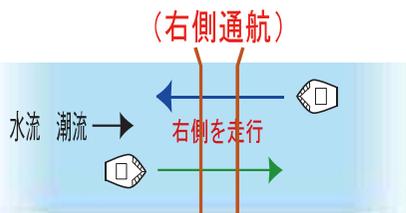
神奈川県迷惑行為防止条例に関するお問い合わせ
 神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課 TEL: 045-211-1212



非動力船が見えたら動力船は**最徐行**
水上バイクは**引き波**に十分注意!



一般社団法人大岡川川の駅運営委員会・神奈川県横浜浜川崎治水事務所



(右側通航)

01. 右側通航

①適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する場合、できる限り右側に寄って通航するものとする。

02. 非動力船の通航方法

①非動力船の通航時は、動力船が水深の関係上中央付近の航行を余儀なくされる事に留意し、動力船に対して速やかに進路を譲ること。

03. 動力船の通航方法

- ①追越しを行う場合は、危険がないと判断される場所において、追い越される船舶等の航行に支障を与えないよう十分に前後の距離と間隔をとって追い越すものとする。
- ②河道を横切る場合は、河道に沿って通航している動力船の進路を避けるものとする。
- ③行き合う場合において、衝突するおそれがあるときは、互いに進路を右に転じるものとする。
- ④河川を上流に向けて通航するものが、航路を譲るものとする。
- ⑤初心者、不慣れな利用者がいることを留意し、対象水域を航行する際は徐行を行う。
- ⑥航行時に非動力船や接岸中の船を発見した場合は、自船の起こす引き波の危険性に留意し、最徐行にて対象との距離と間隔を十分に保ち航行すること。

04. 水上バイクの通行方法

- ①水上バイクにあつては、最徐行の速度とは、アイドリングの速度をいう。
- ②水上バイクは、引き波を起こしやすい船体構造であることを念頭に、自船の引き波の危険性には更なる配慮を行うこと。
- ③水上バイクで航行する者は、海上安全指導員の資格取得やTPSPの講習受講など、安全航行に資する知識、経験を有することが望ましく、航行する場合はそれを示すビブス等を身に着けること。

参考:

- ・水上バイクにおいては**徐行は時速8 km/h未満程度、最徐行は5 km/h未満程度(アイドリング状態)**の状態を意味します。
- ・TPSP:東京港・湾・河川 水上オートバイ安全航行推進プロジェクトの略称。

05. その他事項

- ①対象水域を利用する各団体の代表は、先導者及びガイド役に救命の技術、救命施設の場所及び危険回避の為のスキルアップを指導すること。
- ②対象水域を利用する団体は、相互理解の精神をもち、安全に楽しく使える河川にするために努力すること。
- ③栈橋を利用する団体は、安全確保のために救命胴衣を装着すること。また栈橋内も同様とする。
- ④ゴミは川に捨てない、出たゴミは持ち帰る。
- ⑤原動機を用いて推進する舟艇等を急転回、疾走させるなどして、非動力船等に危険を覚えさせるような行為は、神奈川県迷惑行為防止条例(水浴場等における危険行為等の禁止)で禁止されています。

改訂履歴

- ・平成27年 7月22日 策定
- ・平成27年 8月26日 改訂 (連絡先等レイアウト変更の改訂)
- ・平成28年 3月31日 改訂 (救命胴衣着用、ゴミ投棄禁止の追加による改訂)
- ・平成29年 8月23日 改訂 (水上バイク等に関する事項その他所要の改訂)



(支流通航)



(停泊等の制限)



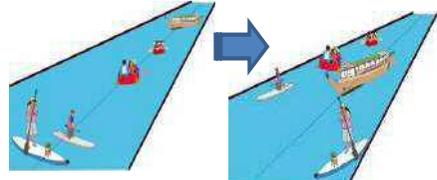
(運転不自由船の処置)



(事故発生時の処置)

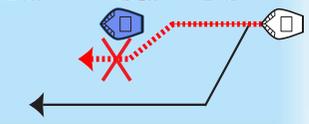


(非動力船の通航方法)



(追い越しを行う場合)

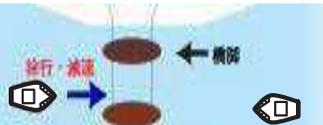
安全確保の上十分な距離を保ちつつ追い越す



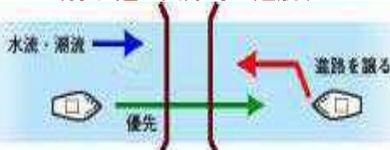
(河道の横切り)



(見通しが悪い・輻輳(ふくそう)時の通航)



(擦れ違い困難時の通航)



(釣り・水遊びがある場合の通航)

